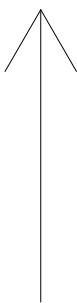


資料：建築基準法との対応

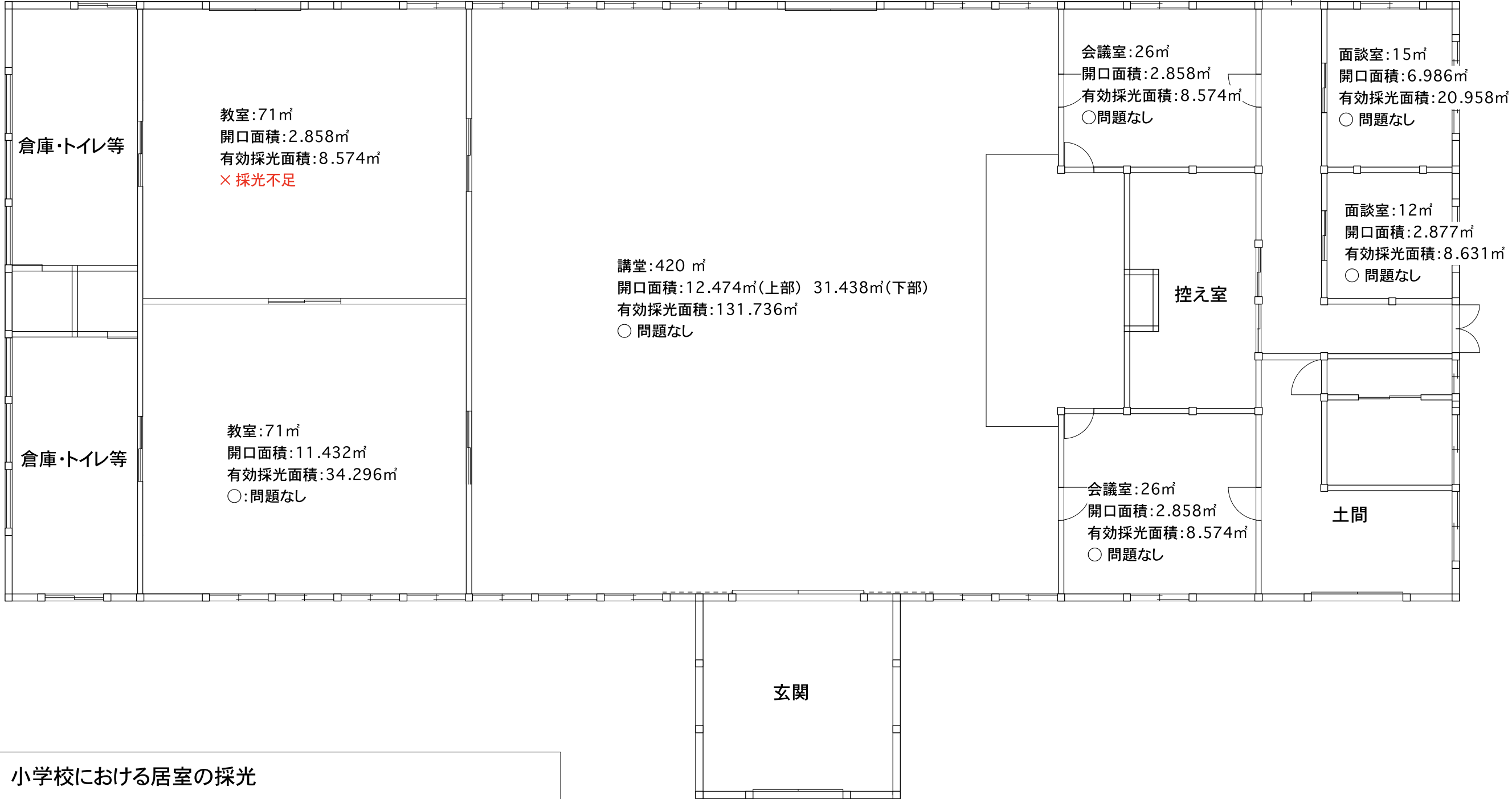
現状の旧講堂について改修等を行う場合の建築基準法との対応事項について整理した。

計画建物概要	延べ床面積：679.2 m <sup>2</sup> 構造規模：木造平屋建て 高さ：12.00m、軒高：4.91m 地域地区：第一種中高層住居専用地域及び第二種住居地域、第三種風致地区、法 22 条区域
--------	--

建築基準法（鎌倉市建築基準条例）						
法令	条項の抜粋	関係する内容	御成小旧講堂における留意点			
			小学校とした場合		集会所とした場合	
法 21 条 1 項	大規模建築物の主要構造部	高さが 13m 又は軒の高さが 9m を越える建築物は耐火建築物としなければならない。	○	塔屋部分は高さから除外	○	同じ
法 22 条 令 109 条の 5	屋根	防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根構造。	○	金属板もしくはスレート	○	同じ
法 23 条 法 24 条 法 25 条	外壁	法 25 条：延べ面積（同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合は、延べ面積の合計）が 1000 m <sup>2</sup> を超えるものは、外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造とし、屋根の構造を第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。	×	増築教室棟との外壁中心線間が 3m 以内の部分の外壁及び軒裏は、防火構造としなければならない	×	同じ
法 26 条	防火壁	延べ面積が 1000 m <sup>2</sup> を超える建築物は防火壁によって区画しなければならない。	○	延べ面積は 679.2 m <sup>2</sup> のため該当しない	○	同じ
法 27 条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	法 27 条の各号の一つに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。	○	該当しない	×	集会場に供する部分の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上の場合は、耐火建築物としなければならない。
法 35 条 令 126 条の 4 令 126 条の 5	非常用照明の設置	法別表第 1 (イ) 欄(1) から(4) 項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室には、非常用の照明装置を設けなければならない。	○	学校は適用除外	×	居室部分に非常用照明を設けなければならない。
法 28 条 令 19 条 令 20 条	採光	学校の教室等の政令で定める居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、1/5 以上としなければならない。	△	西側の教室が採光不足。西側教室の鉄扉をガラス戸等に変更の必要がある。	△	同じ
法 28 条 令 20 条の 2 令 129 条の 2 の 6	換気設備の設置	28 条 2 項：換気有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、1/20 以上としなければならない。 28 条 3 項：法別表第 1 (イ) 欄(1) に掲げる用途の特殊建築物の居室は、換気設備を設けなければならない。	△	計算による検討が必要	×	28 条 3 項に該当するため、居室に換気設備を設けなければならない。
法 28 条の 2 令 20 条の 5～20 条の 8	シックハウスに関する措置	建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。	△	既存部の建築材料に使用されていないか確認が必要。（屋根部のアスベストは除去済）	△	同じ
法 35 条 令 128 条 令 128 条の 2 市 33 条 市 36 条	敷地内通路等	128 条 1 項：屋外への出口から道、その他空地に通ずる幅員が 1.5m 以上の通路を設けなければならない。 128 条の 2 2 項：同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合、延べ面積の合計が 1000 m <sup>2</sup> を超える時は、1000 m <sup>2</sup> 以内ごとの建物に区画し、その周囲に 3m 以上の通路を設けなければならない。 市 33 条：集会場の客用の屋外への主要な出口と道路との境界線との間には、客席の床面積の合計の区分に応じた、間口及び奥行きを有する前面空地を設けなければならない。	○	現状で問題はなし	○	同じ
法 35 条 令 126 条の 2 令 126 条の 3	排煙設備	特殊建築物で延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超える建築物には、排煙設備を設けなければならない。	○	学校は適用除外	×	令 126 条の 3 で定める構造の排煙設備を設けなければならない。
法 35 条の 2 令 5 章の 2	内装制限	特殊建築物は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。	○	学校は適用除外	×	居室の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、またその他通路等の仕上げは準不燃材料としなければならない。
法 35 条の 3 令 111 条	無窓の居室等の主要構造部	政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。	△	計算による検討が必要 窓部の鉄柵を取り除く必要がある。	○	集会場は適用除外
市 41 条 1 令 114 条	建築物の界壁、間仕切り壁及び隔壁	市 41 条 1：一般の集会で利用される学校の講堂の舞台と舞台部の各室との界壁は、準不燃材料で造らなければならない。 第 2 項：学校は防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。 第 3 項：建築面積が 300 m <sup>2</sup> を超える建築物の小屋組みが木造である場合、けた行き間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。	△	仕様の検討が必要	△	同じ
第 20 条二	構造計算	木造の建築物で延べ面積が 500 m <sup>2</sup> 、高さが 13m 又は軒の高さが 9 m を超えるものは、同項第三号に掲げる建築物に適合するものであること。	△	限界耐力計算により、安全性の検討を進める	△	同じ
令第 39 条 3 項 文科省 25 文科施 第 201 号	特定天井	特定天井に該当するものに加え、高さが 6m を超える天井又は水平投影面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるものについては準じて扱うものとし、脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法に該当しなければならないこととする。	△	構造計算と合わせて検討を行う	△	同じ
その他法令						
風致地区条例 10 条 1 項 1 号ウ 規則 11 条	建物の高さ	10 条 1 項 1 号ウ：第三種風致地区は高さ 10m 以下であること。 施行規則第 11 条：公共用の用途に供する建築物又は歴史的風土を構成する社寺等はこの限りではない。	△	検討が必要である。	△	同じ
バリアフリー法 第 16 条 1 項	特定建築物の建築主等の努力義務等	特定建築物(小学校、集会場)の建築は、建築物移動等円滑基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	△	車いすなどに配慮した計画に努める必要がある。	△	同じ
消防法 令別表第 1	設置基準に該当する消防用設備など	小学校の場合 (7) 項	集会場の場合 (1) 項ロ		複合用途の場合 (16) 項イ	
		誘導標識、消火器具、漏電火災警報器、自動火災報知設備、誘導灯、非常警報設備、防火管理者の選任	誘導灯、消火器具、カーテン等の防火措置、漏電火災警報器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、防火管理者の選任		誘導灯、消火器具、カーテン等の防火措置、漏電火災警報器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、防火管理者の選任	



採光補正係数算定距離  
4.47m



小学校における居室の採光

$\frac{\text{有効採光面積}}{\text{居室の床面積}} \geq 1/5$       採光補正係数=3.0(全面)

